

時事会計 No.25

アカウンティング・スクールの苦戦
: 2 匹目のドジョウはいる？

キーワード: アカウンティング・スクール、ロースクール、専門職大学院、株式会社大学院、大学院肥大化、新会社法

主要記事: 「日経新聞」05年2月28日、4月28日(夕) 関連記事: 「日経新聞」2005年2月27日、5月21日、7月13日、2004年12月11日、「朝日新聞」2005年8月6日

定員割れの開校 今春(2005年)新設の会計専門職大学院(アカウンティング・スクール)は9校。そのうち6校が定員割れであった(「日経新聞」05年4月28日)。なかでもLEC大学院は定員60名で入学者が半数以下の22名。定員割れではなかったものの、早稲田を除いて、北大、青山学院は定員ぎりぎり。各大学当局は、この計算外の事態を予想できなかったのだろうか。まさに、惨憺たる開校といえる。

最大の原因は公認会計士試験とのリンクがきわめて弱い点にある。短答試験(論文試験への振り落とし試験)の部分免除では、その特典がきわめて限定的だ。その点は、ロースクールがそこを卒業しないとそもそも司法試験の受験資格を得られないのと大違いである。アカウンティング・スクールとロースクールは、そもそも出発点が違うのである。

それは司法と会計との相違でもある。その点を誤解してはいけない。確かに会計の社会的重要性は認知されてはいるが、司法のそれははるかに大きく、またその職域はきわめて広いのである。

法科大学院バブル だが、そのロースクール(法科大学院)ですら、志願者が激減している。理由は国家試験の合格率が当初の7,8割とはいかないことがわかってきたからだ。つまり、ロースクールにさえ入れれば7,8割の合格率で弁護士など司法界に入れる。それが、実はウソだったというわけだ。東大35%、京大55%、一橋68%の減少。2004年に華々しく開校した法科大学院(68校)は“バブル”だったというわけだ。

バブルは必ずはじける。来年、新司法試験の初めての合格者がでる。さらに再来年は3年コースの卒業生の試験結果が出る。その数年の合格者のリストをみれば、「おれも、おれも」とロースクール設立に手を挙げた大学にツケがまわってくるだろう。

ちなみに、アメリカのロースクールでは「上位15校」と言われるらしいが、さてわが国ではどうなるか。もっとも、アメリカではその上位15校以外でもけっこう合格率が高い試験制度になっている。

いずれにせよ、当初の合格率のためには、法科大学院1学年の学生数は4千人程度が適正規模で、初年度はそれをはるかに上回る6千名近くになった。その“水増し”の責任が問われようが、“バブル”がはじけて自然淘汰されるのはそんなに先ではない。

節操のなさ それにしても、法科大学院のない大学は恥ずかしい、とばかり手を挙げた大学人の節操のなさが目に付く。かつて経験したことだが、(学部から大学院への重点シフトのなかで出てきた)大学院大学を立ち上げる議論のなかで、名刺に「大学院教授」と書けないとかっこわるいと真顔で言う教授がいた。これにはあきれたが、根っこは同じだ。正直に言うだけ、まだましかもしれない。

ちなみに、筆者は論文などの職名に大学院教授という肩書きはあえて避けた。そういう連中と同じに見られたくない面もあるが、本音は右に倣えとばかり、名の知れた大学はともなく「おれも、おれも」と手を挙げる根性が気に入らないのである。

(2005年4月)

さらなる理解

会計プロフェッションと大学院教育 そもそも現行の公認会計士の試験制度にいくつかの基本的な問題点がある。ここに、筆者が会計士試験制度改革の会合に出たとき金融庁からもらった実態調査がある。その詳細には触れられないが、合格者の98パーセントが学生ないし無職という実態、またその合格者すべてが何らかかたちで大手予備校に依存しているという実態がある。要するに、社会人が合格できない、そして予備校に行かないと合格できない、そういう試験制度なのである。この偏向した試験制度(合格者の9割以上が学生・無職、そして予備校依存体質)を改めることが、会計士試験制度改革の基本的な視点である。

実は、司法試験制度改革も予備校依存の体質から抜け出すこと、試験のための試験(その典型が重箱の隅をつつくような受験勉強)から、より大学教育との連携の必要性からきている。とりわけ、法学部出身者だけでなく、より広く人材を求めるという司法界の切実な要請からきている。この点で、会計士試験もより大学教育との連携が求められる。ただ、ロースクールと違って、短答試験の部分免除の特典ではその連携は弱すぎる。

そもそも司法試験に比して公認会計士試験での現役合格は(ダブルスクールで)可能である。少なくとも1浪する覚悟(意志の強さ)さえあれば、合格できる試験だ。そういう能力ある学生は、わざわざ遠回りしてまでアカウンティング・スクールには来ないだろう。

いずれにしても、連携のあり方として「特典」という考え方自体がそもそもおかしい。ここに、より基本的な問題点がある。この点に関しては、時事会計 No.15「会計改革と司法改革」でその一端(テクニク偏重からの是正)に触れているので参照されたい。

予備校依存体質は脱却できる? では、ロースクールと同じようにアカウンティング・スクールも卒業生だけに受験資格を与えるという制度がいいかどうか。例えば、アメリカではむしろロースクールはあるが、アメリカCPA試験は受験資格として(学部での)関連科目の履修のみである。日本(韓国も)の受験生が増加しているが、履修条件を満たさなければ、予備校がアメリカの大学と提携して単位を履修する手助けをしている。アメリカCPA試験も、わが国では予備校ぬきでは合格はおぼつかない。

では、ロースクールはうまくいっているか。ここでも、「新司法試験の出題科目以外は授

業中、耳栓をして自習しています」(「日経新聞」2005年2月27日)といった学生は必ずしも例外ではないだろう。ロースクールの学生が予備校のテキストで学習する。ロースクールの理念とはうらはらに、合格至上主義の学生たちにとって、予備校はなお健在なのである。

理想を言えば、本来的な大学院教育のあり方は、CPA資格取得のための大学院であるよりも、すでに資格を有しているCPAやキャリアを対象にした会計プロフェッションの教育のように思える。

教育は機会均等? : 教育機会の経済的不平等 しかし、よくよく考えてみれば、予備校依存は国家試験に限られない。そもそもわが国の大学入試も、とりわけ難関の一流大学合格は評判の大手予備校に入学することから始まる。そのためには中学・高校受験から予備校通いが必須になる。予備校にまったくたよらず、予備校ぬきの合格はきわめて例外というのが実態だろう。その経済的コストは相当なものになるはずで、ここに父兄の経済力が一流大学合否の1つの決め手になる。その相関は、いわゆる超一流大学の学生の親の経済力を調べればわかるだろう。

ちなみに、ロースクールの学生が、「授業料や生活費で3年間に1千万かかる。合格率が20%台ではコストに見合わない」と国会議員に直訴した(「日経新聞」2005年2月27日)。とりわけ一流会社を退職したロースクール生は、その機会コストは1千万をはるかに超えるはず。一般の社会人には、気概はあってもそれだけの機会コストの負担はできそうもない。まして2割の合格率では、リスクが高すぎる。

大学受験でも、コスト高の大手予備校に行くには、親の一定額以上の経済力が必要だ。教育の機会均等は、こと受験教育については絵空事であり、その不平等性と親の経済力の大小とが相関している。

専門職大学院の乱立 : 大学の思惑優先 ロースクールを筆頭にアカウンティング・スクール、ビジネス・スクール、そして教員養成専門大学院、公共政策大学院など、ここにきて専門職大学院が相次いで参入してきている。その背景は、18才人口の減少、大学全入時代に直面している現実がある。高邁な理念はともかく、本音は大学の生き残り戦略の一環であり、そのための大学院の新設・拡充というわけだ。

だが、そこには大学の期待とはうらはらに、実際の需要(市場)とのミスマッチが目立つ。理念よりも“昇格”のチャンスとみて飛びつく大学をみていると、先に指摘した根っこがみえてくる。大学の思惑優先のツケは、大学自らがかぶることになる。

予備校が大学化するなか、重要なのは教育力だ。特に大学は研究が第一義になるので、それを教育にどう生かすかが大切になる。ただ、研究イコール教育ではない。研究を教育に変換する能力が重要だ。物事の捉え方(研究の視点)は教え方につながる。教え方に魅力がないのは、捉え方が平凡だからだ。この点は、今日特色ある教育プログラムの財政支援が行われようとしてはいるが、研究偏重の大学ではなかなか評価されない。教育に専

念する大学および大学教員があってもいいだろう。

株式会社大学院 株式会社の大学経営参入が相次いでいる。会計専門職大学院では大手予備校のTACが申請している。5社の申請のなかで定員がもっとも多い(130名)。学習塾大手の「栄光」は初めての教職養成大学院の設立を目指しており、定員もTACに次いで多い(120名)。株式会社の教育への参入は2003年10月の改正特区法施行で可能となったが、すでにアカウンティング・スクールのLECなど3社が専門職大学院を設立している。

こうした予備校や塾の大学経営参入は、既存の大学との競争という点では意味がありそうだが、真の意味での教育力で競争してもらいたい。特定の大学はともかく、「おれも、おれも」と節操もなく手を挙げた大学と比較して、こうしたあらたな設置形態(株式会社)による教育への参入の成果が試される。長く競争から遠いところにいた大学も、ここに来て市場の論理による淘汰が始まったといえる。

営利目的でない会社? もともと教育や医療は営利目的になじまない分野だ。そこに株式会社という「営利目的」の会社が参入する。これをどう考えるか。

来年5月に施行予定の会社法では、商法での「会社は営利目的」という条文が会社法では消えた((現行商法52条2項が削除)。これは何を意味するか。法律専門家の間でも、このことが憶測を呼んでいる(「朝日新聞」2005年8月6日)。会社法の骨格をまとめた江頭教授は「会社に対するニーズは多様」と述べ、法務省幹部は「社会貢献のため会社制度を使う」という。会社は単に株主のものだけのものか、株主価値至上主義とは一線を画する会社観も重要だ。

農業分野にも会社制度が導入されようとしている今日、まさに「会社は誰のものか」という議論とも相まって、会社と地域や市民との関係も据えた、より広い視点から「会社」を考える必要がある。この点は別の機会に譲るが、「会社は誰のものか」という問いは、実は「会計は誰のものか」につながる。会計がひとり歩きするわけではないからだ。その点でも、会計の学習にとって、「会社とは何か」、「会社は誰のものか」はきわめて基本的な問いといえる。

医者 と弁護士、そして会計士：余談 医者は医学部をでなければ国家試験の受験資格が得られない。これに対し、弁護士と会計士は、そうした制約はなく基本的に誰でも受験できる。つまり、弁護士と会計士は、国家試験の方式に基本的相違はなかった。そこに予備校ビジネスが介入するわけだ。

だが、ロースクールの構想は、弁護士の受験資格を医者のもと同じく大学院の卒業生に与えるものだ。その点で、弁護士の資格は医者のもに近づく。よく医者、弁護士、会計士というが、社会的役割の大きさの相違からか、会計士だけが大学院教育との連携がもっとも弱いということになる。

(2005年8月)